



発行 新潟県
第73号
 令和4年9月27日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 983 鳥獣保護区の存続期間更新及び区域変更（環境対策課）
- 984 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）
- 985 鳥獣保護区の存続期間更新（環境対策課）
- 986 休猟区の指定（環境対策課）
- 987 特定猟具使用禁止区域の指定（環境対策課）
- 988 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
- 989 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の変更届（福祉保健総務課）
- 990 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 991 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 992 換地処分（農地整備課）
- 993 道路の区域変更（道路管理課）
- 994 道路の供用開始（道路管理課）
- 995 道路の区域変更（道路管理課）
- 996 河川整備計画の縦覧（河川管理課）
- 997 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 一般競争入札の実施について（地域医療政策課）
- 第48期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦（しごと定住促進課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局管理規程

- 11 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程（病院局業務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

正 誤

- 令和4年9月6日付け県報第68号公告中（財務課）



◎新潟県告示第983号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、中頸城海岸鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新し、同条第1項により、指定した中頸城海岸鳥獣保護区の区域を次のとおり変更する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 中頸城海岸鳥獣保護区

- (1) 区域

上越市柿崎区地内の石子川河口を起点とし、同河川を上流に進み国道8号に至る。ここから同国道を南西に進み、直海浜地内でJR信越本線に至る。ここから同線に沿って南西に進み、大潟区雁子浜地内で市道大潟7号線との交差点に至り、ここから同市道を南に進み、市道大潟123号線との交差点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道大潟124号線との交差点に至る。ここから同市道を東に進み、柿崎区との境界を通過し、市道上下浜長峰線に至り、更に東に進み市道上下浜内雁子線との交差点に至る。ここから同市道を南東に進み、吉川区との境界を通過し、市道長峰潟町線に至り、さらに東に進み、市道長峰潟町線との丁字路に至る。ここから同市道を南に進み、柿崎区との境界を通過し、市道上下浜内雁子線に至り、さらに南に進み、大潟区との境界を通過し、市道大潟1301号線に至り、さらに南東に進み、大潟区内雁子新田地内で市道大潟1号線に至る。ここから同市道を朝日池の湖岸に沿って西に進み県道大潟高柳線に至る。ここから同県道を北西に進み市道大潟2号線に至る。ここから同市道を南東に進むと直ぐに「新潟県立大潟水と森公園」の区域に入る。ここから同県立公園の区域界に沿って南西に進み、同県立公園内の「丸山古墳」南端で右に折れここから同県立公園区域界を北西に進む。北陸自動車道付近で同県立公園区域界が陸地に入るため、ここから鶴の池湖岸を北西に進み北陸自動車道に至る。ここから同自動車道南側に沿って北東に進み県道大潟高柳線に至る。ここから同県道を西に進み、大潟区潟町地内でJR信越本線に至り、ここから同線に沿って南西に進みえちごトキめき鉄道日本海ひすいラインとの分岐点に至る。ここから同ラインを南西に進み、上越市国府地内で県道春日山城直江津線との交点に至る。ここから同県道を北に進み市道国府一丁目3号線との交差点に至り、ここから同市道を西に進み市道蓮池公園線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み市道五智六丁目環状線に至り、さらに北に進み親鸞聖人上陸の地に至る。ここから同地南東敷地境界を北東に進み、市道石橋二丁目居多ヶ浜線に至る。ここから同市道を北西に進み、居多ヶ浜で日本海に至る。ここから日本海波打際を北東に進み、直江津、大潟、柿崎の各海岸を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、海岸線を移動する鳥類にとって重要な渡りのコースであり、オジロワシ等も観察されている。また、朝日池、鶴の池はマガン、ヒシクイのガン類、カモ類、ハクチョウ類の越冬地として重要であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

◎新潟県告示第984号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-CBMINACA）及びその塩類
- (2) [(2S, 4S)-2, 4-ジメチルアゼチジン-1-イル] [(8R)-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル] メタノン（通称名：LSZ, LA-SS-Az）及びその塩類
- (3) 1-（4-フルオロ-3-メチルフェニル）-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン（通称名：4-fluoro-3-methyl- α -PVP, MF PVP）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和4年9月9日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第985号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、原巻、栃尾中央、八方台いこいの森、船岡山・山本山、柏崎港及び米山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花角 英世

1 原巻鳥獣保護区

(1) 区域

胎内市関沢（旧中条町大字関沢字才の神）地内の才の神橋を起点とし、関沢・小国谷林道線に沿って南東に進み、中条小学校学校林標柱に至り、ここから峰境を進み関沢林道線に至る。ここから更に同林道を北に進み、堤を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、キジバト、ヒヨドリをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定して当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 栃尾中央鳥獣保護区

(1) 区域

長岡市平地内の平橋東詰を起点とし、ここから市道栃尾金沢平堤防線を北に進み、市道栃尾原町巻淵1号線に至る。ここから同市道を北東に進み、市道栃尾環状線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、国道290号に至る。ここから同国道を南に進み、市道栃尾東が丘天下島線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地の中の樹林帯であり、シジュウカラ、ホオジロをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 八方台いこいの森鳥獣保護区

(1) 区域

八方台いこいの森一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ウグイス、ホオジロをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 船岡山・山本山鳥獣保護区

(1) 区域

小千谷市本町地内の国道291号と市道本町山本線の交点を起点とし、ここから同市道を南に進み、山本地内の国道117号との交点を通過し、市道山本山観光道路線に至る。ここから同市道を南東に進み、山本調整池に至り、さらに山本第二調整池東岸沿いを進み、市道池ヶ原山本線の交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道谷内西中線に至る。ここから同市道を西に進み、市道谷内外郭線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道栄町四ツ子線に至る。ここから同市道を南西に進み、主要地方道小千谷十日町津南線に至る。ここから同主要地方道を北に進み、国道117号との交点を通過し、市道川岸船岡外廻り線に至る。ここから同市道を北西に進み、市道上ノ山8号線の交点に至る。ここから同市道を南西に進み、国道117号の交点に至る。ここから同国道を北西に進み、県道法坂柿木線の交点に至る。ここから同県道を西に進み、時水地内で市道山谷吉谷線の交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道時水8号線の交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道時水7号線の交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道山谷吉谷線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、国道291号に至る。ここから同国道を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該区域は、ヒマラヤスギ、モミ等の針葉樹林やシラカバ等の照葉樹林など林相の変化に富む地域であり、区域南側は、遊歩道、展望台も整備されている山本山の山麓及び田園地帯、JR東日本信濃川発電所の人工池からなり、長岡東山山本山県立自然公園と隣接している。

また、人工池にはガン・カモ類を中心に毎年数千羽の水鳥が飛来し、山麓には、タヌキ・キツネの鳥獣類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 柏崎港鳥獣保護区

(1) 区域

柏崎市松波地内の松浜中学校前を起点とし、国道352号を南西に進み、安政橋を渡り、安政町、北園町、栄町、学校町を経て、市道柏崎1-1号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、東港町、西港町を経て、西本町三丁目地内にて県道黒部柏崎線との交点に至る。ここから同県道を鶴川沿いに南東に進み、国道8号の鶴川橋に至る。ここから同国道を西に進み鯨波地内で前川に架かる前川橋に至り、さらに前川左岸を下流に進み日本海に至る。ここから日本海汀線を北東に進み、番神岬、柏崎港突堤、鶴川河口及び鯖石川河口を経て松波中学校地先の海岸に至る。ここから東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、海岸部及び丘陵地に「潮風」及び「赤坂山」の2つの都市公園を有する地域であり、多種多様な鳥類100種類以上が生息し、希少鳥類のハヤブサも確認できる。また、渡りの時期にも海岸線を移動

する多くの種類・数の野鳥を確認でき、安政町悪田自然緑地は「環境省2級鳥類観測ステーション」に指定されている。そして、渡り鳥の生態を調べる標識調査が継続して行われており、鳥獣保護区として存続を図る必要がある。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

6 米山鳥獣保護区

(1) 区域

上越市柿崎区峠地内の小村峠を起点とし、県道柿崎小国線を南西に進み、茗荷沢橋から約700m先の沢に至る。ここから沢沿いに北に進み、通称黒岩大用水路に至る。ここから用水路に沿って西に山すそを進み、北黒岩地内で農道城山裏線に至る。ここから同農道を北に進み、農道終点から城山(478m)の東側沢筋を通り、猿毛川支流を渡って同本流に達し、北水野林道に至る。ここから同林道をさらに西に進み、通称西の峠から水野地内の天然寺裏山すそを経て米山登山道に達する。ここから同登山道を北に進み、通称出会を経て下牧経由の登山道との合流点から同登山道を西に下り農道石原線に達し、ここから北に進んで平沢川の上流に至る。ここから同河川を南西に下り、本流との合流点から林道平沢線に入って北に進み、ここから林道小萱雁海線に入って、さらに北に進み小萱集落に至る。ここから上越市道小萱高畔線を北東に進み、柏崎地内に入って大平地内で旧大平小学校前から米山林道に入り、3,550m山頂に向かって進み、柏崎市大字大平字奥山内の保安林のカーブから北東に下り、米山登山道吉尾コースに至る。ここから小杉の通称前山(607.5m)に向かって尾根づたいに進み、さらに前山から通称赤岩山へ向かって尾根づたいに南東に進み、旧白蛇の池米山登山道に至る。ここから同登山道を北東へ進み、柏崎市谷根ダムに至る。ここから谷根川を上流に進み、柏崎市赤岩ダムを経てさらに上流に進み上越市柿崎区との境界線の一本木に達し、ここから同境界線を南東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、佐渡弥彦米山国定公園を区域に含み、森林地帯に生息する鳥類の重要な繁殖地である。また、この地域に隣接してミサゴ、ハヤブサの繁殖地があり、鳥獣保護区として存続させる必要がある。

ウ 管理方針

定期的に巡視をするなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育、学習の場として活用しながら管理を図る。

◎新潟県告示第986号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 西三川休猟区

(1) 区域

佐渡市真野新町地内の国道350号と県道両津・真野・赤泊線の交点を起点とし、ここから同県道を東に150メートル進み、ここから南に進み、県道静平・西三川線との交点に至る。ここから同県道を南に進み、下黒山、笹川を経て国道350号との交点(横浜橋右詰)に至る。ここから西三川川右岸を下流に進み、真野湾汀線へと至る。ここから汀線を北に進み、田切須崎、大須鼻、塩屋崎を経て、市道新町9号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道新町8号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,012ヘクタール

(3) 存続期間

令和4年10月15日から令和7年10月14日まで

◎新潟県告示第987号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新潟空港特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

新潟空港周辺地域での銃猟は、航空機の離着陸に危険であり、これを未然に防止するために設定するもの（滑走路への落鳥及び散弾の放置は、航空機の航行に支障を及ぼす恐れがある。）

(2) 区域

新潟市東区下山地内の国道113号松浜橋西詰を起点とし、同国道を西に進み、県道新潟港横越線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、市道東1-71号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、日本海汀線に至る。ここから汀線を東に進み、阿賀野川河口左岸堤防に至る。ここから同堤防を上流に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

430ヘクタール

(4) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 下条川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

加茂市天神林地内の主要地方道新潟小須戸三条線下条川橋北詰を起点とし、ここから市道東屋敷2号線を南東に進み、市道下条川右岸線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、国道403号との交点を経て、市道下条川右岸線1号との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道下条川右岸線2号との交点に至り、同市道を南東に進み、市道下条川右岸線3号との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、岩清水橋北詰に至り、さらに下条川右岸線堤防を上流方向に進み、一級河川谷川との交点を経て、さらに上流方向に進み、市道高館線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道中ノ又線1号との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道中ノ又線との交点に至り、同市道を北に進み、県道天神林上条線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、長福寺橋南詰に至り、さらに下条川左岸堤防を下流方向に進み、市道下条川左岸線4号との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道下条川左岸線3号との交点に至り、同市道を北西に進み、市道下条川左岸線2号との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、国道403号との交点を経て、県道天神林上条線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、市道下条川左岸線との交点に至り、同市道を北西に進み、県道天神林上条線との交点に至る。ここから同県道を北西に進み、新下条川橋南詰に至り、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

38.4ヘクタール（内水面14.3ヘクタール）

(4) 存続期間

令和4年10月15日から令和14年10月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 信濃川・大河津分水路分派点特定猟具禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

国道116号大河津橋右岸下流端を起点とし、ここから大河津分水路右岸堤防（蒲原用水路境）を南に進み、国土交通省信濃川大河津資料館に至る。同資料館から市道大川津五千石線を東に進み、本川橋下流端に至る。

ここから県道見附分水線を南南東に進み、同県道と交差する排水路に至る。同排水路に沿って南南西に進み、中条新田橋から約120メートル上流の地点に至る。ここから見通し線で西に信濃川を横断し、同河川左岸堤防上の距離標No. -10に至る。ここから左岸堤防上を北に進み、大河津橋左岸下流端に至る。ここから国道116号を東北東に進んで橋を渡り、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

165ヘクタール（内水面 68.8ヘクタール）

(4) 存続期間

令和4年11月15日から令和14年11月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 浦佐特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

南魚沼市浦佐地内の浦佐大橋西端を起点とし、魚野川左岸堤防を北西（下流）へ進み、南魚沼市浦佐地内の多聞橋手前約90メートルの地点で、市道芹田・北島線との交点に至る。ここから同市道を北に約60メートル進み、一般県道下折立・浦佐停車場線との交点に至る。ここから同一般県道を北東に進んで多聞橋を渡り、魚野川右岸堤防との交点に至る。ここから同堤防を南東（上流）へ進み、浦佐大橋東端に至る。ここから同橋を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

10.2ヘクタール（内水面 10.2ヘクタール）

(4) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 伊田川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

南魚沼市塩沢地内の島渡橋西端を起点とし、伊田川左岸堤防を北東（下流）へ進み、樋渡橋西端を経て南魚沼市島新田地内の「たけしまばし」北端に至る。ここから「たけしまばし」を渡って伊田川右岸堤防を南西（上流）に向かって進み、樋渡橋東端を経て、島渡橋東端に至る。ここから同橋を渡って起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

1.6ヘクタール（内水面 1.6ヘクタール）

(4) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6 北鯖石小学校特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

付近小学校の静謐を確保するため

(2) 区域

柏崎市の中田地内の主要地方道柏崎・小国線と一般県道荒浜・中田線の交点を起点とし、ここから同主要地方道を西に進み市道10-49号線との交点に至る。ここから同市道を北へ進み市道10-208号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み市道10-5号線との交点に至る。ここから同市道を南に50メートルほど進み、市道11-52号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み元治橋を渡り、一般県道荒浜・中田線との交点に至る。ここから同県道を南に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

120ヘクタール

(4) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 谷内池特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

上越市三和区島倉地内の県道上越安塚浦川原線と市道島倉神田本郷線との交点を起点とし、ここから同県道を北西に進み市道井ノ口錦線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み市道島倉神田本郷線に至る。ここから同市道を南に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

13.1ヘクタール

(4) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

8 関山演習場特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

妙高市関山字武蔵野地区と上越市中郷区稲荷山新田字上川原地内との境界の片貝川武蔵野橋を起点とし、ここから同河川を西（上流）に進み、砂防ダム、ベイリー橋を経てさらに西（上流）に進み、陸上自衛隊関山演習場境界が片貝川から南西へ分岐する地点に至る。ここから同境界線に沿って南西に進み、片貝川との交点に至る。ここから同河川を西（上流）へ進み、同河川が3つに分割する地点に至る。同地点から見通し線で北北西に約350メートル進み、三角点（標高892.7メートル）（一本木）に至る。同三角点から、陸上自衛隊関山演習場の境界（西北西に向かって直線に伸びる。）に沿って見通し線で西北西に約2,280メートル進み、三角点（標高1,091.1メートル）（茶臼岳）に至る。同三角点から、陸上自衛隊関山演習場の境界（北東に向かって直線に伸びる。）に沿って見通し線で北東に約2,080メートル進み、途中で澄川を横断し悪水川との交点に至る。ここから同河川に沿って南東（下流）に進み、上越市中郷区地内に入り矢代川に至る。ここから同河川を東（下流）に進み、上越エネルギーサービス（株）矢代川第三発電所付近で同河川が北東に折れるため、そのまま同河川に沿って北東に進み、上越エネルギーサービス（株）矢代川第二発電所からの同社管理道路の橋に至る。ここから同管理道路を東に進み、市道菅沼発電所線に至り、ここから同市道を北東に進む。（あわせて陸上自衛隊関山演習場の境界を進むことになる。）ここから同境界に沿って南に進み、十三石川、ウド川を横断する。ウド川を横断した後に、陸上自衛隊関山演習場の境界が東に折れるため、そのまま同境界に沿って東に進む。さらに同境界を東に進み市道元屋敷八方線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、中郷区関川地内で県道関山中郷線との交点に至る。ここから同県道を南に進み起点と結ぶ内部一円の区域及び陸上自衛隊関山演習場旭B地区とする。

(3) 面積

2,121.7ヘクタール

(4) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

9 妙高特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

妙高市関山地内の県道妙高高原公園線と妙高カントリークラブ別荘地管理道路の一番下の道との交点を起点とし、ここから同県道を北東に進み、市道坂口柏木原線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、小野沢川との交点に至る。ここから大洞原地区の畑作地と国立妙高少年自然の家の敷地境界の杉並木に沿って南に進み、市道坂口五最線との交点に至る。ここから大田切川第3号砂防堰堤まで直線で結んだ線を南下

して大田切川に至る。ここから同河川左岸を上流に進み、妙高カントリークラブ別荘地管理道路の一番下の道を大田切川まで南方向へ延伸した地点に至る。ここから延伸元の妙高カントリークラブ別荘地管理道路の一番下の道に至る。ここから同管理道路を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

116ヘクタール

(4) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎新潟県告示第988号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和4年9月27日

新潟県知事 花角 英世

氏名	住所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	指定年月日
浅野 修	西蒲原郡弥彦村大字矢作246-10	令和4年6月21日
金真 智也	燕市吉田鴻巣106-7 ハピネスA102号	令和4年6月13日
長澤 弘樹	上越市大和5-26-11-C301 シャインピークス上越妙高	令和4年6月9日
清野 久美子	新発田市東新町1丁目10-3	令和4年6月21日
川上 英世	小千谷市大字川井3386-2	令和4年7月25日

◎新潟県告示第989号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年9月27日

新潟県知事 花角 英世

氏名	住所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	変更年月日
阿波根 国博	新 あわね接骨院 五泉市村松甲2244 ヤナドリビル1F	令和4年4月1日
	旧 あわね接骨院 五泉市村松甲2244	

◎新潟県告示第990号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の三和村土地改良区の定款の変更を令和4年9月12日認可した。

令和4年9月27日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第991号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和4年9月28日から令和4年10月26日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	本町	換地計画書の写し	新潟市西蒲区役所及び燕市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第992号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業中江北部第2地区に係る換地処分をした。

令和4年9月27日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第993号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花角 英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 佐渡一周線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市黒姫字竹ノ沢5番1から	新	11.4~25.3メートル	71.4メートル
同市黒姫字大山383番2まで	旧	11.4~14.7メートル	71.4メートル

◎新潟県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市黒姫字竹ノ沢5番1から同市黒姫字大山383番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年9月27日

◎新潟県告示第995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市多田字垣添165番2から	新	7.4～12.9メートル	305.9メートル
同市多田字沖1004番まで	旧	6.6～7.6メートル	305.9メートル

◎新潟県告示第996号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により河川整備計画として、天王川水系河川整備計画を定めたので、当該河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第997号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年9月27日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和4年9月6日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
加茂市高須町一丁目425番の内	5.00	47.56

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、医療機器関連システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和4年9月27日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

医療機器関連システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月24日(金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部地域医療政策課

電話番号 025-280-5981

Eメール ngt040320@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和4年11月4日(金) 午後4時

(5) 開札の日時及び場所

令和4年11月7日(月) 午前9時

新潟県福祉保健部地域医療政策課

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登録されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和4年10月14日（金）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和4年10月28日（金）午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県基幹病院事業）へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Medical equipment related systems [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4 : 00P.M. October 28 2022

(3) Date of bid opening:

9 : 00A.M. November 7 2022

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Regional Health Policy Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5981

E-mail : ngt040320@pref.niigata.lg.jp

第48期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦について（公告）

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び同法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次の要領により、第48期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

令和4年9月27日

新潟県知事 花角 英世

第48期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者推薦要領

1 労働者委員候補者

- (1) 候補者を推薦することができる労働組合
新潟県の区域内にのみ組織を有し、かつ、新潟県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。
 - (2) 候補者の資格
労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。
- 2 使用者委員候補者
 - (1) 候補者を推薦することができる団体
新潟県の区域内にのみ組織を有する使用者団体であって、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としているものであること。
 - (2) 候補者の資格
労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。
- 3 推薦手続
 - (1) 提出書類
 - ア 別記様式の推薦書 1通
 - イ 候補者の履歴書(横書きのもの) 1通
 - ウ 候補者の委員に就任することについての内諾書 1通
 - エ 労働組合にあっては、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の新潟県労働委員会の証明書 1通
 - (2) 書類の提出先
新潟県産業労働部しごと定住促進課
- 4 推薦期間
令和4年9月27日(火)から同年11月16日(水)まで
- 5 その他
公務員が委員に就任する場合は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及びその他の法令の規定により、兼職禁止等の制限を受ける。

別記様式

推 薦 書

令和 年 月 日

新潟県知事 様

推薦者 主たる事務所の所在地
 団体名
 代表者氏名

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定により、
 労働者委員
 新潟県労働委員会の の候補者として下記の者を推薦します。
 使用者委員

記

(ふりがな) 氏 名	年齢	(労働者委員候補者) 所属労働組合及び地位並びに所属職場及び地位 (使用者委員候補者) 所属会社又は事業場及び地位	備考

注 推薦する委員候補者の数に制限はありません。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 落札件名及び数量

- (1) ロータリ除雪車 (2.2m級、スイングオーガ装置付) 1台
- (2) ロータリ除雪車 (2.6m220kW級) 1台

- (3) ロータリ除雪車 (2.6m220kW級、ロング雪切板付) 1台
- (4) 除雪グレーダ (3.7m級、シャッターブレード付) 1台
- (5) 除雪ドーザ (14t級、反転エッジ付) 1台
- (6) 小形除雪車 (1.0m級、ロング雪切板付) 1台
- (7) 小形除雪機 (1.1m級、ハンドガイド式) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和4年7月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 上記1(1)及び(2)について
株式会社N I C H I J O北陸営業所
新潟県新潟市中央区東大通1-3-8 明治安田生命新潟駅前ビル7F
- (2) 上記1(3)及び(6)について
株式会社コバリキ
新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185
- (3) 上記1(4)及び(5)について
コマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニー
東京都港区白金1-17-3
- (4) 上記1(7)について
株式会社日の出自動車
新潟県新潟市東区中興野7-53
- 5 落札価格
- (1) 上記1(1)について
54,349,130円
- (2) 上記1(2)について
50,059,130円
- (3) 上記1(3)について
49,850,130円
- (4) 上記1(4)について
38,267,130円
- (5) 上記1(5)について
24,780,030円
- (6) 上記1(6)について
12,428,130円
- (7) 上記1(7)について
2,475,000円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和4年6月17日

新潟県病院局管理規程第11号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年9月27日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動項」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(料金)			(料金)		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 非紹介患者等負担額			1 非紹介患者等負担額		
(1) 初診時			(1) 初診時		
ア	十日町病院	2,200円	ア	十日町病院	2,200円
イ	<u>がんセンター新潟病院</u>		イ	<u>中央病院、新発田病院、がんセンター新潟病院</u>	
	(ア) 医科	5,500円		(ア) 医科	5,500円
	(イ) 歯科	3,300円		(イ) 歯科	3,300円
ウ	<u>中央病院、新発田病院</u>				
	(ア) 医科	7,700円			
	(イ) 歯科	5,500円			
(2) 再診時			(2) 再診時		
中央病院、新発田病院			中央病院、新発田病院		
ア	医科	<u>3,300円</u>	ア	医科	<u>2,750円</u>
イ	歯科	<u>2,090円</u>	イ	歯科	<u>1,650円</u>
2~17 (略)			2~17 (略)		
(削除)			18 体外受精料		
			(1) 採卵 1件につき 67,490円		
			(2) 採卵、培養 1件につき 98,530円		
			(3) 採卵から胚移植まで 1件につき 122,640円		
(削除)			19 人工受胎法施術料 1件につき 5,500円		
<u>18~39 (略)</u>			<u>20~41 (略)</u>		
備考 (略)			備考 (略)		
1	2,200円	2,000円	1	2,200円	2,000円
	5,500円	5,000円		5,500円	5,000円
	3,300円	3,000円		3,300円	3,000円
	<u>7,700円</u>	<u>7,000円</u>		<u>2,750円</u>	<u>2,500円</u>

	2,090円	1,900円		1,650円	1,500円
2~10(3)	(略)	(略)	2~10(3)	(略)	(略)
20	(略)	(略)	22	(略)	(略)
26	(略)	(略)	28	(略)	(略)
34	(略)	(略)	36	(略)	(略)

附 則

- この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 改正後の規程は、令和4年10月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年9月27日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 入札に付する事項
 - 購入等件名及び数量
移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置 一式
 - 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - 納入期限
令和5年3月31日（金）
 - 納入場所
新潟県立中央病院 手術室
 - 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札参加資格
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 指名停止期間中の者でないこと。
 - 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 入札説明書の交付場所等
 - 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2323
 - 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - 応札仕様書の提出期限
令和4年10月5日（水）午後5時15分
- 入開札の日時及び場所

令和4年10月7日(金) 午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂3

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、生物顕微鏡の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年9月27日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

生物顕微鏡 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年1月27日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院 検査科

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2323

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和4年10月5日(水)午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和4年10月7日(金)午前10時30分
新潟県立中央病院 講堂3

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、心電図・除細動器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年9月27日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

心電図・除細動器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年9月30日(金)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

正 誤

令和4年9月6日付け新潟県公告（一般競争入札の実施）中

ページ	行	誤	正
8	17	午前10時	午前11時30分
10	8	10：00	11：30